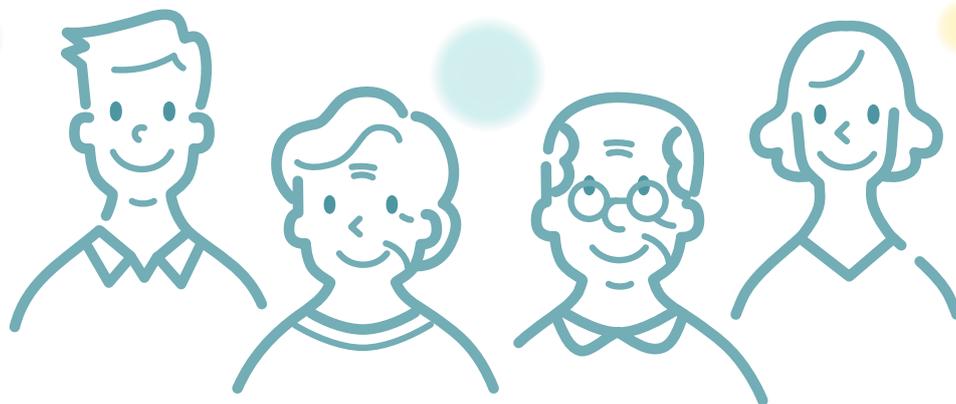


後見制度をご利用のみなさまへ

後見制度支援預金



「後見制度支援預金」は、後見制度(成年後見及び未成年後見)をご利用の方の預貯金のうち、日常的な支払いに使用しない金銭を、家庭裁判所の「指示書」に基づき管理するための口座です。

後見制度支援預金概要

利用対象者

家庭裁判所にて後見開始(成年後見及び未成年後見)の審判及び、家庭裁判所より「後見制度支援預金」の利用にかかる「指示書」を受けた方。

口座種類

普通預金

預入・払戻

家庭裁判所の指示書に基づきお取扱いいたします。
(指示書なしでのお取引は行いません。)

金利

店頭表示の普通預金金利に、0.08%の上乗せをした金利を適用いたします。

※詳細は裏面「商品概要説明書」をご覧ください。
その他ご不明な点がございましたら、お気軽に店頭または営業担当者へお問い合わせください。

商品概要説明書

(令和3年12月1日現在)

1. 商品名(名称)	『後見制度支援預金』
2. 販売対象	・原則、組合員および組合員となる資格を有する方。 ・家庭裁判所にて後見開始の審判を受ける又は受けている方で、同家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方。 ※本商品は、被後見人名義での預金について、後見人の手続により取扱います。
3. 期間	定めはありません。
4. 預入方法	・家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき取扱います。 ※口座開設および入金都度、「指示書」が必要となります。 ・現金・小切手その他の証券類でお預け入れいただけます。
預入金額	1円以上(1円単位)
5. 払戻方法	・家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき取扱います。
6. 利息	
適用利率	毎日、店頭に表示する普通預金金利に、0.080%を加えた金利を適用します。(変動金利) ・普通預金金利は、原則、毎週月曜日に見直します。
利息計算方法	毎日の最終残高(証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます)について、1年を365日として日割で計算します。 (付利最低残高1,000円以上 付利単位100円)
利息支払方法	毎年2月と8月の当組合所定の日にお支払いします。(利息は元金に組み入れます。)
税金	【個人の方】 預金利息から税金20.315%(国税15.315%、地方税5%)が徴収されます。
7. 手数料	ありません。
8. 特約事項	●この預金は、原則として、振込・振替による預金の受入や口座振替による支払請求を受けることはできません。ただし、身上監護等、日常的に必要な資金の定期定額支払が、家庭裁判所の発行する「指示書」により指定される場合は、本商品取扱店舗に開設する通常の普通預金口座への振替に限り、定額自動振替サービスが利用できます。 ●給与・年金などの自動受取口座、公共料金・各種料金などの自動支払口座としてはご利用いただけません。 ●この預金は、マル優はご利用いただけません。 ●総合口座としてのご利用はできません。 ●インターネットバンキング等の各種付帯サービスはご利用いただけません。 ●キャッシュカードはご利用いただけません。 ●この預金は、後見人が「代理人届」により包括的に代理権授与しての取扱いは受付できません。後見人の代理人による手続きは「委任状」による場合で、組合が認める場合に限りです。
9. 金利情報の入手方法	店頭に掲示されている金利一覧をご覧ください。または窓口にお問い合わせください。
10. 預金保険の適用	本預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または以下の窓口にお申し出ください。 窓口①【コンプライアンス・お客さま保護部 お客さまサービスセンター】 ●受付日 月曜日～金曜日(祝日及び金融機関の休業日は除く) ●受付時間 午前9時～午後5時 ●電話番号 03-3358-9447 なお、苦情等については、当組合のホームページをご覧ください。 ●ホームページアドレス https://www.daiichikanshin.com/ 窓口②【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 ●受付日:月曜日～金曜日(祝日及び金融機関の休業日は除く) ●受付時間 :午前9時～午後5時 ●電 話:03-3567-2456 ●所在地:〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 ・紛争解決措置 ●東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031) ●第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588) ●第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記コンプライアンス・お客さま保護部 お客さまサービスセンターまたはしんくみ相談所にお申し出ください。 また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。 さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんので、ご注意ください。 具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。
12. その他参考となる事項	この預金は「後見制度支援預金協定」によりお取扱いいたします。